

【日連登録会員傷害保険】

日連登録会員傷害補償制度は、県連主催大会に参加された、日本連盟登録者に適用されます。

○ケガをされた場合

県連を通じて日本ソフトテニス連盟に報告することとなっています。

『傷害事故報告書』（日本連盟のホームページをご覧ください。）をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、総務 尾田（〒791-1113 松山市森松町614番地1；メールアドレス o19331933@yahoo.co.jp）まで送付してください。

会員登録傷害補償要領
(事故の報告義務)

第7条 傷害事故発生から30日以内に報告するものとする。

【県連加入傷害保険】

県連では、下記の大会について、日本連盟・県連盟登録をしていない方を対象として、傷害保険に加入しています。

記

- 1 ねんりんピック 愛媛県予選
- 2 県下教職員大会
- 3 愛媛スポーツレクリエーション祭（中予予選大会を含む）
- 4 松澤旗大会

○ケガをされた場合

総務 尾田 まで、御連絡ください。

（電話：089-904-7249）

- ・必要書類 ①会員登録証のコピー
- ②治療費の領収書
- ③診察券のコピー